

## 入札のお知らせ

秋田市民交流プラザに飲料水自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和7年1月21日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

(1) 件 名	秋田市民交流プラザ自動販売機設置場所貸付			
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件 番号	貸付場所および台数	貸付 面積	予定価格 (年額・税抜) ※最低落札価格
	A	秋田拠点センターアルヴェ 南口側通路（図面のA）	2 m <sup>2</sup>	178,000円
	B	秋田拠点センターアルヴェ 南口側通路（図面のB）	2 m <sup>2</sup>	178,000円
(3) 貸付期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで			
(4) 入札参加要件	① 法人の場合は秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は秋田市内で営業をしている者であること。 ② 市税に滞納がないこと。 ③ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。 ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に国、県、市又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。			

(5) 入札参加申込み	
受付期間	令和7年1月21日（火）から令和7年2月4日（火）まで（ただし、土曜日および日曜日を除く。）
受付時間	午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
受付場所	秋田市民交流プラザ管理室
(6) 指名通知等	令和7年2月6日（木）までにメール等により通知（予定）
(7) 入札	
日時	令和7年2月13日（木）午前10時
場所	秋田市東通仲町4番1号 秋田市民交流プラザ1階 音楽交流室D
入札保証金	免除
(8) 契約締結期限	令和7年2月19日（水）（予定）

## 2 入札手続きおよび注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

#### (ア) 入札参加申込書

(イ) 法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人の場合は住民票の写し

(ウ) 市税の完納証明書（令和6年度分。秋田市役所市民税課で発行したもの。写し可）

(エ) 誓約書（過去2年間における実績を確認できる契約書等の写し添付）

(オ) 秋田市内の営業所の所在地が確認できる書類の写し（営業所の建物の賃貸借契約書、業務用車両の車検証、公共料金の検針票など）

※ (ア)および(エ)の様式は、秋田拠点センターアルヴェのホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

※ (イ)および(ウ)については、入札参加申込日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ (ウ)に秋田市内の営業所の所在地が印字されている場合は、(オ)の書類の提出は不要

イ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、その旨を選定結果として通知します。

(3) 入札について

ア 入札に当たっては、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）を遵守してください。

イ 入札は、貸付場所における1年間の貸付料の金額で行います。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。

エ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する際は、委任状を入札時に提出してください。その場合、入札書には、代理人の印を押印してください。

オ 入札および契約上の条件等については、「秋田市民交流プラザ自動販売機設置事業者募集要項」および「自動販売機の規格および遵守事項等」も確認し、了承の上、入札に参加してください。

(4) 入札時に持参するもの

ア 入札参加に係る指名通知(秋田市民交流プラザ管理室から送付したもの)

イ 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）

ウ 委任状（代理人が入札する場合）

※ 入札書および委任状は、1物件ごとに必要です。秋田拠点センターアルヴェのホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

### 3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部 秋田市民交流プラザ管理室  
施設管理担当 電話018-887-5310